



春寒はいつそう身にしみませ。寒気はまだまだ退きませんが、いかがお過ごしでしょうか。香南市内で行われた大会や、香南市の方が活躍したスポーツの結果は、教育委員会スポーツ振興係まで！

■問い合わせ
スポーツ振興係
☎57-7523

レスリング

- 〔平成23年度第25回押立杯関西青少年レスリング選手権大会 兼 近畿青少年レスリング選手権大会〕
- 10月23日(日)
- 吹田市立北千里市民体育館
- 小学3・4年女子(軽量級)
- 優勝 櫻井はなの野市小3年
- 2位 川上紗奈(佐古小3年)
- 〔第13回中四国青少年レスリング選手権大会〕
- 11月13日(日)
- 島根県立武道館
- 小学3・4年女子(23kg級)
- 優勝 櫻井はなの野市小3年
- 2位 川上紗奈
- 小学3・4年女子(29kg級)
- 優勝 櫻井つぐみ(野市小4年)
- 2位 川上薫波(野市中1年)
- 〔第5回徳島KIDSレスリング大会〕
- 11月20日(日)
- 徳島県立池田高校体育館
- 小学3・4年の部(25kg級)
- 優勝 櫻井はなの野市小3年
- 小学3・4年の部(28kg級)
- 優勝 櫻井つぐみ
- ※下段右写真、左から櫻井つぐみさん、川上紗奈さん、櫻井はなのさん、川上薫波さん

バレーボール

- 〔第23回香長地区小学生バレーボール大会 秋季大会〕
- 12月4日(日)
- 野市総合体育館ほか
- 男子の部
- 優勝 野市ジュニアバレーボールクラブ
- 女子の部
- 3位 夜須あへまきクラブ
- 低学年の部
- 優勝 野市ジュニアバレーボールクラブS
- 2位 夜須あへまきクラブ
- 3位 野市東クラブ

野市ジュニアバレーボールクラブSのメンバー



野市東クラブのメンバー



野市ジュニアVC保護者会

- 〔第26回高知県小学生バレーボール大会 冬季大会〕
- 12月10日(土・11日)(日)
- 春野総合運動公園体育館ほか
- 男子の部
- 2位 野市ジュニアバレーボールクラブ
- 女子の部
- 3位 野市ジュニアバレーボールクラブ

マラソン

- 〔第9回ヤ・シイ海辺のマラソン大会〕
- 12月11日(日)
- ヤ・シイパークく手結港臨港道路く夜須町サイクリングターミナル
- Aコース 小学低学年(3km)
- 1位 岡林龍太 (佐古小3年) 12分12秒
- Bコース 親子ペア(3km)
- 1位 尾原光一(野市小3年) 14分48秒
- 尾原啓文
- 2位 國光菜奈(夜須小2年) 15分17秒
- 國光延幸
- Cコース 小学高学年(3km)
- 1位 浜口弥夢太 12分02秒
- 2位 武田莉久 (佐古小6年) 24分03秒
- 〔夜須中1年〕
- 1位 池田拓末 22分43秒
- 〔夜須中2年〕
- 2位 宗園祐香 12分51秒
- 〔夜須中1年〕
- 1位 Eコース 中学男子(5km)
- 2位 田村芽生 12分23秒
- 〔夜須中1年〕

税

平成24年度 市民税・県民税(住民税) 主な改正事項をお知らせします

■問い合わせ
税務課市民税係
☎57-8504

① 扶養控除の改正

16歳未満の扶養親族

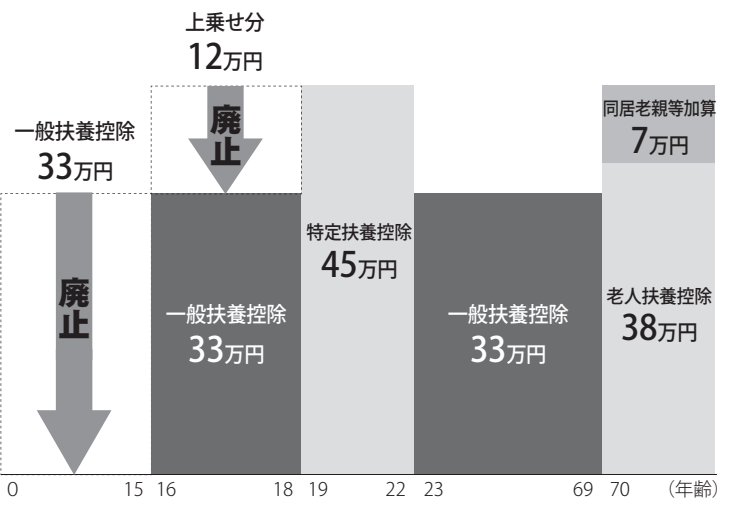
年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)に係る扶養控除(33万円)が廃止されます。ただし、市・県民税(住民税)の非課税限度額の算定根拠になりますので、**確定申告書等への記入が必要**です。

○住民税に関する事項

扶養親族の氏名	住所	年齢	性別	職業	所得	扶養親族の扶養控除額

※市・県民税(住民税)の非課税限度額の算定根拠になりますので、確定申告書等への記入が必要です。

16歳以上19歳未満の扶養親族
16歳以上19歳未満の方に係る扶養控除の上乗せ部分(一般扶養控除の控除額を上回る12万円の部分)が廃止され、扶養控除額は45万円から33万円に縮小されます。



19歳以上23歳未満の特定扶養親族

19歳以上23歳未満の方の扶養控除額は、以前と変わらず45万円です。

■平成24年度からの扶養控除額

控除対象扶養親族の年齢	改正前(23年度まで)	改正後(24年度から)
16歳未満	33万円	0円
16歳以上19歳未満	45万円	33万円
19歳以上23歳未満	45万円	45万円(変更なし)
23歳以上70歳未満	33万円	33万円(変更なし)
70歳以上	38万円	38万円(変更なし)
同居	45万円	45万円(変更なし)

② 同居の特別障害者に係る障害者控除の改正

扶養親族または控除対象配偶者が「同居特別障害者」であれば、特別障害者控除(30万円)に、23万円を加算し、53万円に改められます。なお、16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除はありますが、障害者である場合には、障害者控除は適用になりません。

■平成24年度からの同居特別障害者に対する障害者控除額

配偶者および扶養親族に対する障害者控除額	改正前(23年度まで)	改正後(24年度から)
障害者控除	26万円	26万円
特別障害者控除	30万円	30万円
同居特別障害者控除	—	53万円
同居特別障害者の配偶者・扶養控除加算	23万円	—

③ 寄附金税額控除の拡充

平成23年1月1日から12月31日までに支払った寄附金について、寄附金控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられます。対象となる寄附金は、高知県共同募金会、日本赤十字高知県支部、国や地方公共団体(県、市町村)などへの寄附金です。控除を受けるには、所得税の確定申告または住民税の申告が必要ですが、申告には、各団体の受領書または証明書の添付が必要です。